

令和5年度 児童発達支援事業所における自己評価結果（公表）

公表:令和6年3月1日

事業所名 こだま

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		ブレイルームやホールなどのびのびと活動ができるような広いスペースを設けています。	
	2	職員の配置数は適切である	○		基準以上の人数配置をしており、保育士や児童指導員等、専門的知識のある職員が従事しています。	
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		使用用途に応じた部屋等の使い方を心がけ、利用児童が過ごすときにわかりやすい空間を提供できています。エレベーターや手すりも必要箇所に設置されています。	
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		感染症予防の観点に立ち、安心してご利用いただけるよう、毎日、清掃消毒、換気を行っています。また、活動内容や利用目的に応じて各室を利用し使い分けています。	月に一回、施設安全点検日を設け、設備や備品等の点検をおこなうとともに、適宜、玩具等の消毒を行います。
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○		職員全員で目標設定と振り返りを行い、効率を重視した業務が遂行されるよう話し合っています。	全業務に対し機能していると言いきれない状況ですが、業務改善に向けてPDCAサイクルの意識を高めていきます。現状で満足せず、一改善を行います。
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		保護者等向けの評価表について、忖度なく記入いただきやすい環境で実施しています。また、玄関に意見箱を設置しています。	保護者の意向や評価を真摯に受け止め、改善すべき点について具体的に確認し、共通理解のもと業務改善を行います。
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		評価結果を文書で配付するとともに、法人ホームページで随時公開しています。	前年度等の評価と比較し、改善に繋がっていたか検証し、不足している部分の改善を行います。
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		○	安全衛生的な視点において、他事業所の職員の評価を受けるなど、第三者評価に代わる外部の目線での評価として実施しています。	現在、第三者評価は行っていない。評価を受ける前段階として環境等整備することが先決課題であると認識し、実施します。
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		法人内研修においては業務の一環として受講態勢を整えて開催しています。また適宜、県主催の研修会に参加しています。加えて、職員のスキルアップを目的に、WEB研修「サポーターズカレッジ」に加入し、いつでもどこでも障害福祉について学べる場の提供が行われています。	現在、WEB研修や自発的な学習は各職員に委ねられていますが、積極的に自己啓発を推進する研修体制が整備を行います。
適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○			保護者と定期的に面談を行い、発達段階に合わせたニーズと課題に対応した計画を作成してまいります。また、細やかな子どもの状況・状態が変化をキャッチし、迅速に見直しを行います。
	11	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		標準化されたアセスメントツールを使用し、都度、更新していく中で、行動特性や発達段階を意識し、リアルな状況を把握できるようにしています。	現在、事業利用者はいませんが、アセスメント力を高め、支援を展開します。
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○			保護者とやり取りしながら、多角的な視点で、計画立案及び支援につなげます。
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○			厚生労働省の児童発達支援ガイドラインに沿った支援計画を実施します。
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	○		年間行事、日課等それぞれの担当者を配置し、企画・進行・振り返りまでを行い、チームで意見を出し合いながら改良改善に努めています。	幅広い見識を持ち、活動プログラムを立案できるよう、職員のスキルアップを行います。

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標	
適切な支援の提供	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		計画的に準備できるよう年間計画を作成し、毎月の活動予定の中にも、運動や調理活動、創作活動等の様々な体験の機会を設けています。	
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせることで児童発達支援計画を作成している	○		個別活動、集団活動それぞれにおける未就園児の課題を抽出し、計画を作成しています。	本人の特性を理解し、本人の状況に応じた手立てや支援を、その都度考え工夫し実施します。
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		職員ミーティングの時間をもち、利用児童の支援で重視するところや引継ぎ事項の伝達を行っています。	各職員の専門性を持ち寄り、安心・安全で子どもたちが楽しめる活動となるように、意見を出し合いながら、多角的な視点で工夫を行います。
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		法人本部への報告や非常勤職員への情報共有や連絡等、現場にいない職員への情報伝達として、日誌への丁寧な書き込みを周知実行しています。	毎日のミーティング時に前日の振り返りを行い、気になる場面や気づき、利用児童の様子を共有し、翌日の支援の組み立てを行います。
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		事業所で記録についての勉強会を開催したり、日々の記録の記載内容や文面等について、次の支援に繋がっていく記録の書き方を意識して記載されていくよう改善点を伝えている。	正しく記録されることで、より良い支援に繋がることへの意識を持ち、継続した支援を行います。
	20	定期的なモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○			本人の状況・成長に合わせて、その時期に課題となっていることを最優先して変更改善を行います。
関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○			必要に応じて日々支援にあたっている現場の職員も参画を行います。
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○			母子保健や子ども・子育て支援の視点からの連携に薄さを感じています。今後は、相互に連携の重要性を意識した関係が築けるよう実施します。
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	○		医療的ケア児の受け入れを現在行っていません。	医療的ケアが必要な子どもの受け入れ体制は整えていません。受け入れ体制が整えば、連携を強化し、安心安全を最優先とした支援を行います。
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	○		医療的ケア児の受け入れを現在行っていません。	医療的ケアが必要な子どもの受け入れ体制は整えていません。受け入れ体制が整えば、連携を強化し、安心安全を最優先とした支援を行います。
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○			今後は、利用児童やご家族が、安心して次のステップにすすんでいけるよう、事業所への情報提供と支援方法等の丁寧な伝達等、連携を行います。
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○			課題としてしっかり認識し、取り組みます。
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○			専門機関と連携を図り、助言や研修の受講を実施します。
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	○			今後は、保育園や認定こども園との交流機会を設けることを検討し実施します。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○			児発管が主として参加し、より地域に密着した事業が展開を行います。
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○			保護者の皆さまから、ご相談を受けやすい雰囲気づくりと体制の強化を行います。
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	○			障がいに対する理解とお子様への対応方法の知識が得られるように、専門職として保護者との連携を深めます。
保護者への説明責任等	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○		契約時に児童発達支援管理責任者より説明をおこない、変更があるときは文書及び面談時に説明を行っています。	運営に関することや支援内容、ご負担いただくことには、丁寧な説明や事前の案内とご承諾を行います。

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
保護者への説明責任等	33 児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○			個別にケース会議を開催し、支援のねらいと具体的方法を明確にした計画の作成を行います。児童発達支援管理責任者から、支援内容の説明を行い保護者の同意を得て支援を行います。
	34 定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○			適宜、面談や訪問など通して、助言と支援を行います。
	35 父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○			今後も保護者間の関係をつくれる機会として、保護者会という形に捉われず、親子で参加できる行事を企画したり、WEBを利用した勉強会を開催するなど、保護者同士が出会える機会を工夫し計画します。
	36 子どもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○		各種相談や申し入れについて、窓口や委員会等を設け、対応の体制を整えております。	相談や申し入れがあった場合は、迅速かつ丁寧な対応を行います。
	37 定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○		今年度は、よりリアルタイムな情報をお届けできるようお便りを毎月発行してまいりました。今後も発信方法を工夫してお知らせいたします。	保護者の方が知りたい情報や子どもの様子、事業所が伝えたいことがわかりやすく伝わるよう努め、発信方法も検討し実施します。
	38 個人情報の取扱いに十分注意している	○		事務所内の整理整頓に努め、外部からの侵入がないよう防犯体制の強化に配慮していきます。	法人内の個人情報に関する規定に則り、情報管理を行います。日頃より、事務所内の整理整頓を行い、職員一人一人がプライバシーを守る認識を持つ行動を行います。
	39 障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○		何事にも利用者主体の視点を重視し、利用児童の特性を配慮して支援を行っています。	面談や連絡帳、送迎時を捉えて、話しやすい雰囲気づくりに努めてまいります。また、意思表示の難しい利用児童に対し、職員は五感を最大限はたかかせて対応いたします。
40 事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている		○		規模や開催方法を工夫しながら招待できるような形を検討してまいります。地域に開かれた事業を行います。	
非常時等の対応	41 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○		緊急時に備えた訓練メールの受信等も、保護者のご協力をいただきながら毎月行われています。	職員は、利用者と共に、非常時に迷うことなく命を守る行動ができるよう訓練を実施します。
	42 非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		年間計画を策定し、毎月、訓練及び教育をおこない、くり返しの行うことを通して定着してできるようになることを重視した訓練を実施します。	利用児童の命と安全を第一に、職員が非常時にも落ち着いて行動できるよう訓練を重ねます。
	43 事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○		服薬について、保護者のご協力をいただきながら、医師からの服薬指示(処方箋等)の確認しアセスメントを十分に行っています。	服薬やてんかん等、身体状況は最優先事項として確認を行います。
	44 食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○			保護者を通じてアレルギーの有無を確認を行い、対応が必要な場合は医師の指示書に基づく対応を行います。
	45 ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○			ヒヤリハット提出時は、速やかに職員間で改善方法を話し合い、再発防止に向けての取り組みを決定し、周知漏れがないよう職員会議で1か月分のヒヤリハットを集計し確認を行います。
	46 虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○			法人として年一回の虐待防止・権利擁護研修会の参加が義務付けられています。また、毎月定期でおこなう自己チェックシート記入により、振り返りを行い、意識を高め、統一した支援を行います。
	47 どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し理解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○		法人内で虐待防止・身体拘束判定会議が開催され、組織として位置づけられた中で遂行される体制が整っています。	「身体拘束の手引き」を周知・確認し実行します。